

介護保険料決定通知書を送付します

☎ 長寿福祉課 ☎537-5741

65歳以上の人に令和3年度介護保険料決定通知書を6月中旬に送付します。納付書または通知書が入っていますので、届いたら内容をご確認ください。

65歳以上の人介護保険料額

65歳以上の人介護保険料は、各市町村が介護給付に必要なサービス量を推計し、その提供にかかる費用をもとに3年ごとに改定されます。令和3～5年度の介護保険料額が下記のとおり決定しました。また、保険料の算定基準が一部変わりました。

対象者		所得段階	年間保険料額	
本人が市民税非課税	生活保護を受給している人			
	非課税世帯	老齢福祉年金を受給している人 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	第1段階	22,310円
		課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	第2段階	29,750円
		課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	第3段階	52,070円
	同じ世帯に市民税課税者がいる	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	第4段階	61,740円
課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人		第5段階	74,380円	
本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	第6段階	80,330円	
	合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	第7段階	92,980円	
	合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	第8段階	111,570円	
	合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	第9段階	119,010円	
	合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	第10段階	137,610円	
	合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	第11段階	145,050円	
	合計所得金額が600万円以上の人	第12段階	159,930円	

普通徴収の人

1年分の納付書または口座振替通知書を送付します。口座振替を新たに希望する人は、同封の口座振替依頼書をご利用ください。

特別徴収の人 (公的年金から天引き)

特別徴収通知書を送付します。

改正点1 第7～9段階の対象者の合計所得金額の範囲

	改正前(平成30年度～令和2年度)	改正後(令和3年度～5年度)
第7段階	120万円以上200万円未満	▶ 120万円以上210万円未満
第8段階	200万円以上300万円未満	▶ 210万円以上320万円未満
第9段階	300万円以上400万円未満	▶ 320万円以上400万円未満

改正点2 合計所得金額の算定方法

- 第1～5段階の人は、給与所得がある場合、給与所得(給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合には、給与所得と当該所得金額調整控除の合計額)から最大10万円控除します。
- 第6～12段階の人は、給与所得または公的年金等に係る雑所得がある場合、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額から最大10万円控除します。

詳しくは、送付する決定通知書をご覧ください。

「大分市都市計画マスタープラン」とは

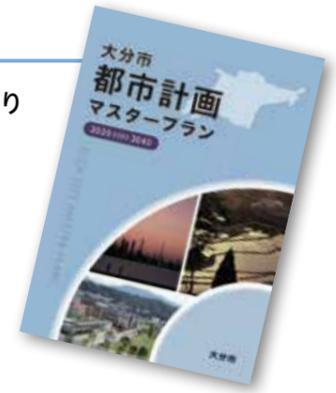
都市計画法第18条の2に基づき、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針で、平成16年12月に策定しました。
本市の将来像を描き出し、市民の意見を踏まえながら、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すことを目的としています。

このような役割を担っています

- 本市の将来像および都市づくりの目標を明確にします
- 本市が定める都市計画の基本的な方針を定めます
- 土地利用や都市施設整備などと相互調整を図ります
- 市民の都市計画への理解を深め、官民協働の都市づくりの基盤をつくります

基本理念

- 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり
- 豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり
- 安全・安心を身近に実感できるまちづくり
- にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり
- 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり
- 自然と共生する潤い豊かなまちづくり



基本方針

- 1 県都にふさわしい広域都心の形成
- 2 広域的な交流・連携やまちづくりを支える交通体系の確立
- 3 ライフスタイルを豊かにする快適で安全な住環境と地区拠点を中心としたコンパクトな都市づくり
- 4 都市の個性と風格を醸成し集客力を高める都市の魅力創出
- 5 人と自然とが共生できる豊かな自然環境の保全・活用と身近な緑、水辺の再生
- 6 自然災害に備える防災機能の向上と危機管理体制の確立
- 7 産学官民が協働して参画する都市づくりの推進

「大分市都市計画マスタープラン」の詳しい内容は、都市計画課(本庁舎7階)、各支所などでご覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。



◀市ホームページはこちら

大分市都市計画マスタープランを改定しました

前回の改定(平成23年3月)から10年が経過したため、また、社会経済情勢や都市の現況、市民ニーズを確認するとともに上位・関連計画との整合を図るため、「大分市都市計画マスタープラン」を改定しました。

☎ 都市計画課 ☎537-5967